

岩手県告示第893号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成21年12月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
 - （2） 都市計画を変更する土地の区域 盛岡広域都市計画区域（別紙図面のとおり）
 - 2（1） 都市計画の種類 区域区分
 - （2） 都市計画を変更する土地の区域
 - ア 市街化調整区域から市街化区域に編入する土地の区域
 - （ア） 盛岡市高松一丁目、高松三丁目、北松園四丁目、三ツ割字上岩清水及び下米内字閉伊街道の各地内（別紙図面のとおり）
 - （イ） 紫波郡矢巾町大字藤沢第1地割及び第2地割の各地内（別紙図面のとおり）
 - （ウ） 岩手郡滝沢村滝沢字牧野林及び巣子の各地内（別紙図面のとおり）
 - イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域 盛岡市厨川五丁目、南仙北三丁目、下厨川字鍋屋敷、字四十四田、字穴口及び玉山区芋田字武道の各地内（別紙図面のとおり）
 - 3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - （1） 期間 平成21年12月4日から同月18日まで
 - （2） 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡地方振興局土木部並びに盛岡市役所、矢巾町役場及び滝沢村役場
- 備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。